

「環境影響評価技術指針」及び「事前配慮指針」の改定について

○改定の理由

「環境影響評価技術指針」の前の改定は平成 26 年 2 月、「事前配慮指針」の前の改定は平成 25 年 4 月であり、前の改定から現在までの間の審査会における意見及び関係法令の改正等を踏まえ、所要の改定を行うものである。

○主な改定内容

- ・環境要素のうち、「コミュニティの分断」を「コミュニティの分断・変化」に改め、コミュニティの状況の変化を当該項目に含める。【技術指針、配慮指針】
- ・「大気汚染防止法」の改正に伴い、調査項目として「水銀」を追加する。【技術指針】
- ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の改正に伴い、法律名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に変更する。【技術指針】
- ・地下水の水質汚濁に係る環境基準の改正に伴い、調査項目のうち、「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に、「シスー 1， 2－ジクロロエチレン」を「1， 2－ジクロロエチレン」に変更する。【技術指針】
- ・土壤汚染に係る環境基準の改正に伴い、調査項目として、「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」、「1， 4－ジオキサン」を追加する。【技術指針】
- ・土壤汚染に係る環境基準の改正に伴い、調査項目のうち、「シスー 1， 2－ジクロロエチレン」を「1， 2－ジクロロエチレン」に変更する。【技術指針】
- ・「産業標準化法」の改正に伴い、「日本工業規格」を「日本産業規格」に変更する。【技術指針】
- ・資料の名称変更に伴う修正及び刊行が終了した資料の削除を行う。【技術指針】

【参考】

<環境影響評価技術指針>

堺市環境影響評価条例（以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適正に実施され、本市の区域における事業等の実施において環境の保全に適正な配慮がなされるよう、環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法並びに事後調査の項目及び手法その他の環境影響評価及び事後調査に係る技術的な事項を定めたもの。

<事前配慮指針>

条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、事業者が対象事業に係る計画を策定するに当たって環境の保全のために配慮すべき事項及び当該事項に係る調査・予測・評価の手法等に関する事項等について定めたもの。